

あっせん・ 仲裁手続

■ADRとあっせん・仲裁の位置づけ

■東弁あっせん・仲裁センターとは？

■あっせん・仲裁の利用について

■新仲裁法施行に伴う東弁あっせん・仲裁手続規則改正

ADRとあっせん・仲裁の位置づけ

ADRとは何か

ADRとは、英語の Alternative Dispute Resolution の略語である。Alternative という語は、「その代わりの（手段・方法）」という意味の形容詞（または名詞）であるため、ADRを直訳すれば「代替的紛争解決」ということになるが、この語の生まれたアメリカの法史的文脈上「それ」は「裁判」「訴訟」を意味しているため、「裁判外紛争解決」と訳されることが多い（dispute は「紛争」、resolution は「解決」）。

ADRという概念は、上記のとおり裁判以外の紛争解決方法全般を示す消極的概念であり、裁判でないあらゆる紛争解決方法を含むものであるが、主なものは「あっせん」「調停」と「仲裁」である。

東京弁護士会（以下「東弁」）では、ADRを行なう機関を設けてこれを「あっせん・仲裁センター」と称し、あっせんと仲裁を行なう機関であることを明示している（ちなみに、第一東京弁護士会〔以下「一弁〕〕、第二東京弁護士会〔以下「二弁〕〕は「仲裁センター」と称している）。

あっせん・調停

あっせん・調停は、当事者の合意による自発的解決を補助するための手続である。訴訟や仲裁が「過去の事実」に対する「法的判断」を目的とする「対立的」手続であるのに対し、あっせん・調停においては、過去の事実に対する法的評価は解決の出発点に過ぎず、

そこからお互いによりよい将来を形成するための前進的な合意に向かうことが目的とされる。したがって、あっせん・調停は、あっせん人・調停人の援助により両当事者がお互いのもつ異なる視点を理解し合って同方向に進むための手続である。有効なあっせん・調停が行なわれた場合、人間関係の破壊を免れることができる上、自ら解決法を選択したという高度の納得が当事者に得られ、文字どおり禍根を残さない紛争解決が成し遂げられる。

このように、あっせん・調停は、非常にエレガントで成熟した紛争解決方法であり、それだけに、これを取り仕切るあっせん人・調停人には、法的知識・能力のみならず心理学的知識や技術が要求される。弁護士や裁判官であればあっせん・調停もよくなしうるとは限らない。東弁において、調停技法研修講座を企画・実行した所以である。

なお、あっせんと調停は非常に類似する概念であり、その区別は相対的との指摘がある。労働関係調整法の規定の仕方に準じ、解決案を中立人が策定するか、しないかによって両者を区別する考え方もあるが、両者を厳密に区別すること自体に懐疑的な考え方もある。また、「調停」という語に比べ「あっせん」という語は意味がわかりにくいため、ADRの議論においては、「示談あっせん」「和解あっせん」のように言葉を補って表現することもある。

東弁においては、両当事者の間をとりもって話し合いを促進する効果を重視し「あっせん」という語を用いている（ただし、利用者から「弁護士をあっせん[紹介]するサービス」との誤解を受けることもあるため、ネーミングの再検討も行なわれている）。

仲裁

仲裁については、従来「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」に手続が定められていたが、今般、司法制度改革審議会意見書に基づき、司法制度改革推進本部の仲裁検討会において改正が検討され、国連国際商事取引法委員会（UNCITRAL）の策定した国際商事

仲裁モデル法をもとにこれを部分的に修正する形で、2003年7月25日に「仲裁法」が制定されるに至った（本年3月1日施行）。

仲裁は、一言で表現すれば、当事者の選定した人物による裁判である。すなわち、訴訟と同様、あくまでも対決的手段であり、第三者が過去の事実に法を適用して結論を下す裁断型手続である。

訴訟と異なる仲裁のメリットとしては、両当事者が判断者（仲裁人）を選べること、非公開で行なわれること（企業秘密やプライバシーに関する案件等に適している）、柔軟かつ迅速な手段で行なわれること等が挙げられる。

ただし、ひとたび両当事者が仲裁にて解決する旨の合意（仲裁合意）を行なうと、対象となる民事紛争について裁判を受けられなくなるという効果（妨訴効／仲裁法14条1項）が発生してしまう（「裁判を受ける権利」の放棄）。また、仲裁には上訴に相当する制度もない。これらの点には注意を要する。

東弁あっせん・仲裁センターの特色

上記のとおり、あっせんと仲裁とは全く性質の異なる手続である。

東弁あっせん・仲裁センターにおいては、話し合いによる解決の観点から、あっせん中心の運用を行なっており、仲裁はごくわずかしか行なっていない。

「裁判という形で決定的に対決してしまう前に一度話し合いをしてみたい」「裁判にまではしたくないが相対交渉では埒が明かない」「中立的な専門家にきちんと話を聞いてもらって納得したい」「誰に当たるかわからない裁判所の調停ではなく、信頼できる特定のあっせん人に解決をお願いしたい」というような依頼者のニーズは、決して少なくないはずである。東弁のあっせんは、こうした依頼者のニーズに合致するだけでなく、無用な対立の深刻化を防ぐことにより事件の解決を早める効果が期待できるため、弁護士業務の効率化にも貢献するものとなり得る。是非とも上手に活用していただきたいと願う次第である。